

## 令和5年度第1回広島市医療安全推進協議会でいただいた主な御意見について

## 1 広島市医療安全支援センター相談窓口の愛称について

## (1) 前回の協議会での主な御意見について

- 他の自治体には、相談窓口にあしを付けているところもあることから、本市においてもあしを付けることを検討してはどうか。

## (2) 上記を踏まえた対応案

- 令和元年度にあし及びロゴマークを市民から公募した結果、選考要領を満たすあしが無かったため、ロゴマークのみ決定したという経緯がある。
- 今後、本市で改めてあしを公募することを検討してはどうか。その際、選考要領を満たすあしが複数応募されるよう、実際に他の自治体で用いられているあし(※)を例としてお示しすることも検討してはどうか。  
(※) 例：大阪市「患者ほっとライン」、静岡市「ほっとはあと」、東京都「患者の声相談窓口」、京都府「医療ほっとあんしん相談」
- あしが決まるまでの間は、当センターのチラシにおける「広島市医療安全支援センター」との記載を、本市を含む13の政令市が用いている名称である「医療安全相談窓口」とすることとしてはどうか(別紙1)。

## 2 広島市医療安全支援センター設置要綱に関する御意見について

## (1) 前回の協議会での主な御意見について

- 広島市医療安全支援センター設置要綱(以下「要綱」という。)第2条(組織)には、相談窓口の設置と広島市医療安全推進協議会(以下「協議会」という)の開催が規定されているだけで、当センターの業務内容が規定されていない。相談窓口は当センターの一部であることを明記する必要があるのではないか。
- 要綱第4条(相談窓口の業務)において規定されている4つの業務すべてを、相談窓口で行っているわけではないのではないか。
- 要綱第5条(協議会の委員)と第6条(意見聴取)については、まず、協議会の業務を規定した後で委員について規定すべきではないか。
- 要綱第6条(意見聴取)について、見出しが「(意見聴取)」である上、条文においても「協議会において、(略)意見を聴取する。」と規定されているが、他都市の要綱のように「検討する。」などと規定した方がよいのではないか。
- 要綱第8条(会議)第1項において、「協議会は、市長が必要と認めるときに開催する。」と規定されているが、他都市の要綱のように、「会議の長が必要と認めるときに開催する」などと規定した方がよいのではないか。

## (2) 上記を踏まえた改正案

別紙2のとおり。